航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進(回答)

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答ー

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:大森彌 東京大学名誉教授)に諮り、住宅防音工事は、適時に実施されるべきものであり、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅は優先的に実施されるべきものであると考えられる等の意見を得ました。これを踏まえて、平成26年10月31日に防衛省にあっせんし、同年11月28日に回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に住宅防音事業に係る助成金を受けて空気調和機器の取付工事を行ったが、最近になって空気調和機器のうち冷暖房機(エアコン)が故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため、住宅防音工事希望届を提出してからエアコンが修理されるまで約1年以上待っていただくことになる」旨の説明を受けた。エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(注) 本件は、宮崎行政評価事務所が受け付けた相談である。

(あっせん要旨)

防衛省は、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう引き続き関係財源の確保に努める必要があり、また、その際、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事が優先的に実施されるよう、各地方防衛局等に対し、地方協力局長通知の趣旨を徹底して事務処理を行うよう指導する必要がある。

(回答要旨)

防衛省においては、住宅防音事業を 周辺対策事業における重点施策会を で推進してきたところあるが、今きる 可能な限り早期に工事を実施で保衛を 可能の引き続き所要の事務処理に、 「住宅防音工事の事務処理に、 「住宅防第 17398 号。26. 11. 28)を発出し、「高齢者、乳幼児及に で発出し、「高齢者、乳幼児及に での居住する住宅の防するよう に、の趣旨を徹底して 協力局長通知の趣旨を徹底して り、「高知の趣旨を は、 の理を行う旨通知した。



担当部局:総務省行政評価局行政相談課 連絡先:行政相談業務室 花田、黒崎

電 話:03-5253-5425 (直通)

FAX: 03-5253-5426

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

